

問
34

男女別に上限時間を設けてもいいのですか？

従来、女性の時間外労働・休日労働は、法律上その時間や回数に上限が定められていました。しかし、1998年の労働基準法改正により、これらの規制は撤廃されました。連合・自治労は、規制を撤廃するのではなく、男女ともに規制すべきと要求して運動しましたが、結果として、妊産婦と育児や介護を行う労働者への配慮が定められるにとどまりました(問33参照)。

男女別に時間外労働の上限時間を設けることは、女性の職域の拡大、男女の平等な取り扱いという観点から、好ましくありません。女性が長時間労働によって直面する問題は、多かれ少なかれ男性にも共通の問題です。この課題はむしろ、男女ともに時間外労働を厳しく制限することで解決すべきでしょう。